

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県郡山土木事務所において閲覧できます。

令和元年五月二十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成三十年九月十八日奈良県指令郡土第二一四号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和元年五月八日郡土第五九一号

公共施設に関する工事の検査済証 令和元年五月八日郡土第一九三号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

生駒市俵口町八七番一、八七番三、八七番四、八七番五及び八七番六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

生駒市上町二二五六番地一

株式会社まほろば住宅 代表取締役 東田昇

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 生駒市俵口町八七番一